

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①施設・事業所情報

名称：福島敬香ハイム	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：施設長 石井和夫	定員（利用人数）：29名	
所在地：福島県福島市腰浜町9番1号		
TEL：024-523-0856	ホームページ： http://www.kosodate-web.com/keikouheim/index.php	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和16年7月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島敬香会		
職員数	常勤職員：8名	非常勤職員 1名
専門職員	(専門職の名称) 名	
	保育士 6名	
	社会福祉主事 2名	
施設・設備の概要	(居室数) 40世帯	(設備等) 別紙要覧の通り

②理念・基本方針

<p>基本理念</p> <p>社会福祉法人福島敬香会は「自立」「子育て」に心を寄せ、ひとびとのしあわせの中で成長していきます</p> <p>行動指針</p> <ul style="list-style-type: none">・相手の立場に置き換えて考えていきます・情熱を持ち、諦めずに挑戦を続けます・社会情勢に目を向け、自己研鑽を重ねながら臆することなく変化を受け入れます・ひととの関わりの中で自分を見つめ、ともに成長します・何事にも誠実に向き合い、信頼関係を築きます

③施設・事業所の特徴的な取組

<p>児童の下校後の学習支援の際に個別の支援体制をとるなど個人に合わせた支援をしている。</p> <p>通院の際の送迎など母親の精神的・経済的負担を減らすよう支援している。</p>
--

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年12月8日（契約日）～ 平成30年5月22日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成26年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 評価調査者研修修了番号

SK18026・2701・B15057

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 母親と子どもの主体性を尊重した日常生活支援について

利用者一人ひとりが個別性を重視し、意見表明や自己決定が出来るよう取組んでおり、利用者のエンパワーメントにつなげている。また、母親常会(毎月)や子ども常会(年2回)を開催し、その意見を各種イベントに取り入れるなど母親と子どもがのびのびと生活できるよう主体性を重んじた取組を行っている。

2. 職員の連携と外部の資源を活かした子ども支援への取組について

施設長を中心に母子支援員、少年指導員、保育士がチームワーク機能を活かし、利用者の進路相談や就職相談に対応している。また、放課後及び休日の活動や学習指導などは外部のボランティアの協力を得ながら児童の年齢に応じた支援に努めている。

3. 家族関係への支援について

母親や子どもが話しやすい雰囲気や相談しやすい環境づくりに努めるとともに、職員と利用者との相性を考慮し、独自の考え方や価値観を持つ母親に対しても丁寧なコミュニケーションを図り、さらに、弱い立場にある子どもの最善の利益に沿いながら母子関係の修復にも取組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的計画の策定について

理事会において施設の老朽化に伴う改築等の必要性について話題となっており、今後は施設としての中・長期ビジョンとそれに伴う中・長期計画について、これらの課題を含めて策定することが望まれる。

2. 人材育成に向けた取り組みについて

人材育成のための各種研修に取り組んでいるが、本人の希望による参加が中心となっているので、今後、計画的に人材育成を進めるために、人材育成方針を示した研修計画の策定が望まれる。また、一人ひとりの目標管理による人材育成を進めるためにも、すでに策定しているキャリアパス制度の早期運用が望まれる。

3. 提供する福祉サービスの標準的な実施方法の確立について

職員一人ひとりが気づきを活かしたサービス提供に努めているが、個々の取組に留ま

っており、組織としての取組には至っていないので、業務や経験の積み重ねを活かしながら標準的な実施方法をマニュアル化することが望まれる。

4. 心理的ケアやスーパーバイザー等専門性を活かした取組みについて

国が定める基幹職員を配置し支援に努めているが、DV や虐待等から派生する PTSD(*) への心理的ケアやスーパービジョンが行われていないので、今後は専門研修への派遣による人材育成や外部の専門職を活用するなどにより、専門性に裏付けられた支援が出来る取組が望まれる。

*PTSD とは心的外傷後ストレス障害…強い精神的衝撃が原因による生活上の障害

5. 母親と子どものニーズを踏まえた生活改善への取組について

母親常会や子ども常会で様々な意見を把握し、要望を実現するよう取組んでいることが伺えるが、利用者アンケートから残業などで遅くなった場合でも利用できるよう、風呂やシャワーの利用時間の延長希望が多く出ているので、シャワー対応も含め改善・検討が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

2 回目の受審でしたが、まだまだ改善がされていないことを再認識した今回の受審でした。

評価していただいた点については、次回も引き続き評価していただけるように更なる質の向上に取り組んでいきます。

改善を求められた点については、職員全体で問題を共有し、改善できることから改善に努めて参ります。

ご丁寧な指導、ご助言をいただきまして誠に有難うございました。

支援の向上を目指し職員一丸となって施設運営・支援を行ってまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「自立、子育てに心を寄せる」を内容とした理念、行動指針を職員の意見も入れて作成し、明文化している。理念と行動指針は施設の使命や職員の行動規範を示す内容となっており、施設内に掲示し職員間で共有しながら支援に取り組んでいる。</p> <p>しかし、利用者には入所時に要覧を配布し施設での生活を説明しているが、その中に理念などの記載は入っていないので、分かりやすい内容で記載するなど利用者への周知が望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、全国母子生活支援施設長会議に参加する他、福島県社会福祉協議会の評議員を務めており、母子生活支援施設の方向性や県内の福祉の動向について情報を把握している。</p> <p>しかし、地域の福祉ニーズやひとり親家庭の母親や子どもの情報等についての把握は十分とは言えないので、民生児童委員や母子(シングルマザー)団体等の動向等を把握し施設としての方向性などの検討に活かしていくことが望まれる。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>経営課題として老朽化しつつある施設の補修や人員体制の充実を認識し、職員会議や役員などと検討を始めている。</p> <p>また、人員体制を充実させるため採用に向け募集も行っている。なお、人員体制や施設の補修等について方針を明文化しそれに基づき具体化していくことが望まれる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ ④
<p><コメント></p> <p>長期的な経営課題には老朽化しつつある施設の全面改築も上がっており、他県の先進的な母子生活支援施設を視察するほか役員とも検討を始めている。</p> <p>しかし、これらの課題は中・長期的なビジョンを基に財政面や今後の方向性も含め中・長期計画の視点で取組むことが求められる。今後、ハード面や人員体制などのソフト面も含めた中・長期計画並びに収支計画の検討、策定が望まれる。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ ⑤
<p><コメント></p> <p>事業計画は実施可能で具体的な内容で策定されているが、数値目標まで設定されたものになっていない。また、中・長期計画が策定されていないことからそれを反映したものとなっていないので、今後はこれらを基にした単年度事業計画の策定が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は行事などの実施状況を職員間で振り返り次年度事業に反映している。また、施設長が職員の意見を聞きながら事業計画を作成している。</p> <p>しかし、作成時期や手順などは決められておらず、職員に対しても年度当初に説明しているが配布はしていない。今後、行事以外の事業計画全体も評価しそれを次年度の事業計画に反映するなど職員参加のもと策定することが望まれる。</p>		
⑦	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月母親の常会が開催され、行事計画などの説明、伝達が行われている。また、子どもの常会も年2回実施されて行事計画などを説明している。</p> <p>しかし、いずれも行事計画の説明が中心となっており、事業計画全体の周知までは至って</p>		

いない。今後、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、配布するなど理解を深める取組が求められる。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎年職員が自己評価を行い、評価結果を取りまとめている。また第三者評価も定期的に受審しており、結果を職員会議で話し合う機会は持たれている。</p> <p>しかし、少人数で運営しているため業務の伝達などに追われ継続的な話し合いや改善を検討する取組には至っていない。月1回開催する職員会議も、途中で業務が入り中断する等話し合いが不十分と職員も感じており、今後短時間でも回数を増やし、密度の濃い話し合いで職員から意見を引き出す等、職員参画のもと支援の質の向上に取組むことが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価結果を受けて、課題とされた危機管理マニュアルを作成している。評価結果を職員会議で話し合い課題の共有に努めている。</p> <p>しかし、改善を検討する機会は職員会議としているが、議事録からは職員間で話し合われた記録等は確認できない。今後、施設長、各職種の代表等メンバーを決めて質の向上に取組む委員会など場を設け、改善策の検討や具体的な実施に向けて組織として取組むことが求められる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全国母子生活支援施設長会議等様々な会議や研修に参加し、職員会議で報告や復命書を回覧など施設長としての役割を職員に伝えている。また、職員職務分担表で責任や役割を明確にして職員に周知している。</p> <p>なお、施設長不在時の権限委任はしていないので、職務分担表の中で平常時ばかりでなく有事の際も含め権限委任をすることが望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>経理や就業規則、給与規程を職員に周知するほかコンプライアンスや個人情報保護規程などについても周知に努めているが十分ではない。</p> <p>今後は、施設長として遵守すべき法令等の全体把握やリスト化に努めるとともに、職員へ周知するほか、特に重要な法令等については施設内で取り組みが行われているかを確認することが望まれる。</p>		
<p>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設内の会議を主導して行うほか他県の母子生活支援施設を視察するなど状況の把握に努めている。また、職員会議で自己評価や第三者評価結果、ケース検討等などを通じて課題や取組の状況の把握に努めている。</p> <p>しかし、支援の質の向上に向けた課題の把握や改善のための具体的取組、また現状についての評価分析について職員間での意見交換の機会は十分に確保されていない。今後、職員の意見を取り入れながら支援の質の向上に定期的・継続的に取組むことが望まれる。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>全国母子生活支援施設長会議やブロックの母子生活支援施設長会議などに参加し、経営情報の把握をしている。また、施設の経営面から入所定数なども考え、暫定定数の見直しをしている。さらに専門職の採用に向けてハローワークなどを通じて専門職の募集をしている。</p> <p>なお、経営課題については職員への周知が十分でなく、経営や業務の実効性を高める意識などが共有されていないので、職員の理解と協力を得る取組が望まれる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要な人材については、福島県児童家庭課などから情報を得て措置費対象となる専門職の配置を検討しながら母子支援員や少年指導員の募集を行っている。</p> <p>しかし、人員体制についての基本方針や確保育成計画等は明文化しておらず、今後法人としてこれらの計画を検討、作成し、具体的な専門職の確保や育成につなげていくことが望まれる。</p>		
15	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>キャリアパス制度、それに基づく給与規程などを策定しているが、まだ制度の周知の段階</p>		

<p>で運用がされていない。平成 29 年度から常任理事による職員面談も開始され、職員の目標や希望を把握している。</p> <p>今後、総合的な人事管理を行うためキャリアパス制度を運用し、機能させていくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>時間外勤務指示簿で職員の超過勤務を把握するとともに休暇取得状況も把握している。健康診断は事業主としての検診のほか利用者を対象とした嘱託医による検診(年 2 回)の際、職員も受診している。また、福島県社会福祉協議会を通じて共済制度に加入している。</p> <p>しかし、職員のストレス対策や悩みを聞く場は設けておらず、今後ストレスチェック制度や産業医の活用、悩みを聞き受け止める相談窓口の設置など福利厚生 of 更なる充実が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>平成 29 年度から常任理事と面談が実施されるようになり、職員から希望や仕事の目標などを話せる機会になったと評価していることが訪問調査時に確認できた。</p> <p>しかし、キャリアパス制度が昨年策定されたが、まだ運用に至っていないため職員一人ひとりの目標設定や進行管理、評価・目標の見直しなど目標管理による育成への取組が行われておらず、早期の制度運用が望まれる。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・ ③
<p><コメント></p> <p>事業計画は外部から案内があった研修について掲載し積極的に参加すると記載している。しかし、研修は希望や過去の参加状況から対象者を選び実施しており、施設としての研修の基本方針や研修計画はまだ策定されていない。</p> <p>今後、人材を長期視点で計画的に育成するためにも研修方針や研修計画を策定し、職員に周知することが望まれる。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>外部研修の情報を提供し職員が希望した研修に派遣するほか、新任職員へは主任による OJT を実施している。研修後に復命書の回覧や職員会議での報告等を実施している。</p> <p>今後、キャリアパス制度を活用し、職員の能力や支援技術の水準なども勘案し、職員一人ひとりを育成する観点から本人の希望ばかりでなく指名による研修も望まれる。また、伝達研修を月 1 回開催している職員会議のなかで行っているとしているが、行事、常会などの話し合いに充てられ、伝達研修の時間が取れず、回覧だけに留まることが多いので、職員会議</p>		

の回数を増やすなど工夫が望まれる。		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育士養成校から毎年実習生を受け入れている。受け入れの際、施設長と主任が相談してプログラムを作成し、実習希望者に個人情報やプライバシーの取り扱いを説明し、誓約書を提出させている。</p> <p>しかし、実習生受け入れの基本方針やマニュアルは整備されていないので整備が望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページに理念、基本方針、概要や決算、苦情等を公表している。第三者評価結果についても公表し運営の透明性確保に努めている。</p> <p>なお、町内会に加入しているが、施設の役割や活動を周知する取組までは行っていないので、今後施設の役割や活動を理解いただく取組が望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事務決裁規程により出納職員、会計責任者、決裁基準が決められており、法人監事による監査など内部牽制体制を整備し、それに基づき運営している。また、会計については毎月税理士の指導助言を受けている。</p> <p>なお、公認会計士などによる外部監査は受けておらず、法人の事業規模から必要がある場合や数年の間隔で外部監査の受審を検討することが望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し、地域のお祭りや芋煮会、ボーリング大会に母親と子供が参加している。また、地域への感謝の一環として月1回奉仕活動を計画し、町内会地区の清掃を職員、母親と子どもたちで行っている。さらに、地域の子どもたちが緊急の場合駆け込める避難の家の役割を果たすとともに子どもたちの友人が遊びに来やすいように図書室などを開放している。</p>		

<p>なお、地域との交流についての基本方針などは定めておらず、母親の自立や子どもの成長にとっての意義など文書化することが望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>現在ボランティアの受け入れは行われていない。平成 29 年度にボランティア受け入れ規程を作り、平成 30 年度から受け入れる予定となっている。また、小学校と連携会議を行って情報交換する他、地域の子どもたちの不審者からの避難場所として協力している。</p> <p>今後、母親の趣味活動や子どもの学習支援など積極的にボランティアを受け入れていくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>福祉事務所、児童相談所、県女性のための相談支援センター、ハローワークなど関係機関と連携しており、職員間で情報の共有もしている。</p> <p>しかし、リスト化まではしていないので、民生児童委員や地域の母子団体等利用できる社会資源も含め内容を充実させた社会資源リストを作成し母親と子どもが活用できる環境づくりが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域行事の際、なべやポップコーン製造機などを貸し出す他、災害時の地域避難所として施設を提供することを周知している。また、設置している AED の活用も呼びかけるなど施設が有する機能を開放している。</p> <p>しかし、施設の専門性を活かした活動や地域のニーズを把握した活動までは行っておらず、今後の取組が望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>全国母子生活支援施設長会議などを通じて他県の公益的な活動状況の把握に努めている。関係機関、民生委員との会議などからニーズ把握に努めているが、具体的な課題の把握に至っていない。今後、把握した課題について、母子生活支援施設の専門機能を活かした公益的な事業に取り組むことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>基本理念、行動指針に母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。母親と子どもを尊重した支援実施に関する基本姿勢が、個々の支援の実施方法等に反映されている。</p> <p>今後は母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、勉強会・研修を実施することが望まれる。また定期的に状況の把握・評価等を行うことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>「社会福祉法人福島敬香会個人情報保護規程」が整備されている。玄関に設置されている郵便受けも各利用者ごとに使用するようになっており、母親と子どものプライバシーを守れるよう工夫を行っている。</p> <p>虐待防止等の権利擁護についての、規程・マニュアル等を整備することや、母親と子どもにプライバシーと権利擁護についての取組を、理解しやすい方法で周知することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、支援の内容を紹介する資料を準備し、施設を紹介する資料である「ハイムの利用案内」も図、絵の使用等を行い分かりやすい内容になっている。入所する、しないに係わらず、見学の希望に対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>「入所者の心得」、「母子生活支援施設入所について」、「敬香ハイムの一日」、「ハイムの利用案内」等により、利用者等にわかりやすく説明している。入所の時点で説明した後、署名捺印をもらい同意を得たうえで、書面で残している。</p> <p>外国人など意思決定が困難な母親への配慮を行っているが、ルール化するところまでしていない。日本国籍取得等国籍問題への対応も行っているため、対応の積み重ねの経験を文書化しルール化することが望まれる。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、「退所される方へ」という資料を利用し、説明している。退所後も、いつでも相談できるようにしている。退所後も施設の近辺に居住し、相談に来る人もいる。</p> <p>今後は、他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書を「ハイムの利用案内」等の中に書き加えることにより文書化することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「常会」として、月1回、母親と職員の話し合いの場を設けて、お知らせをしている。夏休み前と冬休み前に子どもたちに集まってもらって「子ども常会」を行い、遠足の希望を聞いたり、きまりの見直しなどを行っている。母親の中で、自治会役員を5人持ち回りで決めて、職員と一緒に行事（新年会、夏をおしむ会等）の前に話し合いを行っている。</p> <p>なお、母親と子どもの満足に関する調査の担当者等を設置することや、把握した結果を分析するために、母親と子どもの参画のもとで検討会議を設置すること等が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>民生委員と弁護士の2人に第三者委員を依頼し、施設長を苦情解決の責任者とし、主任母子支援員が受付担当者となっている。「相談受付簿」により苦情処理の記録を行っている。第二木曜日に母親の「常会」を行い、第二火曜日の夜間に施設長も参加して夜間相談会を実施している。</p> <p>しかし、苦情内容について「相談受付簿」に記録しているが、記録の仕方が様々であるので、様式を検討し、受付から解決に至る経過を分かりやすいように記録することが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「相談室」が確保してあり、「宿直室」や場合によっては本人の居室に出向いて相談を受けている。</p> <p>なお、母親や子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることについて、「ハイムの利用案内」等にわかりやすく説明したものを記載することが望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>意見箱を設置し、またアンケートに基づき年1回は母親との面談を実施している。随時「相</p>		

<p>談室」、「宿直室」、本人の居室等での相談を行っている。</p> <p>なお、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応の検討について定めたマニュアルを整備していないので策定が望まれる。また、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合は、状況を速やかに説明するなど迅速な対応が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」を作成し、事故発生時の対応と安全確保について、責任、手順等を明確にしている。また、出入り口などに複数の防犯カメラを設置し、事務室のテレビ画面で外の様子を確認することができるようになっている。緊急時、セコムにつながる緊急ボタン(パニックボタン)、警察へつながる緊急通報ボタンがあり、DV 加害者や不審者対策に対応している。</p> <p>しかし、リスクマネジメントに対応する責任者が明示されておらず、事故防止や安全対策を話し合う委員会も整備されていないのでこれらの整備検討が望まれる。また、安全確保の実施状況やマニュアルの実効性について、定期的に評価・見直しを行うことも望まれる。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」の中で、感染性疾患・食中毒などへの対応について記載している。インフルエンザ等について、嘱託医の先生から話をしてもらったり、共用部分(玄関の取っ手、下駄箱、風呂場等)の消毒に心がけている。</p> <p>厚生労働省や文部科学省から示されている感染症対策に関するガイドライン・資料等を参考にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催することにより、感染症の予防策が更に講じられることが望まれる。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」の中で、災害時の対応体制が決められている。風水害の際は建物上階に避難するか、施設外に避難するかを判断することになっている。町内会の会長に施設に直接来ていただくなど、協力関係を築いている。災害時は各世帯で必要最低限のものをまとめ避難できる準備も行われている。</p> <p>なお、緊急時に備え、母親と子ども及び職員の安否確認の方法を文書化することが望まれる。また、防災計画を整備するとともに、訓練にあたっては地域と連携して取り組むことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		

40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの尊重、プライバシーの保護等について、「社会福祉法人福島敬香会個人情報保護規程」で触れており、「平成 29 年度福島敬香ハイム事業計画」の中で、利用者の支援について記載している。</p> <p>しかし、標準的な実施方法を文書化したものはなく、職員の個人的な支援に留まっており、職員誰もが統一した支援が出来るよう実施方法を文書化するとともに職員への理解を進めることが望まれる。また、標準的な実施方法にもとづいて実施されているか確認する仕組み（振り返りやチェックリスト）を作ることも望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で、利用者の支援について主な実施内容を明示している。</p> <p>しかし、標準的な実施方法を文書化していないので、見直しも行っていない。今後職員間のばらつきをなくし、職員の経験を活かすためにも、支援の標準的な実施方法を策定するとともに検証・見直しに関する時期や方法についても文章化することが望まれる。また、検証・見直しにあたっては、必要に応じて自立支援計画の内容にも反映することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は事前に母親と面談しニーズを把握するとともに今年度から子どもの意向も把握し、少年指導員の意見も入れながら母子支援員が作成している。また児童相談所や市役所との協議も実施し計画の参考としている。また自立支援計画は、事前にアンケートと母親との面談を実施しニーズを把握するとともに、今年度から施設長と少年指導員が子どもに面談しニーズを反映して、作成している。</p> <p>なお、自立支援計画の責任者を明示していないので明示するとともに適切なアセスメントの実施、自立支援計画どおりに支援が行われているか、確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>見直しを実施した自立支援計画の内容については、職員に廻覧し周知している。</p> <p>しかし、自立支援計画の見直しについて、母親と子どもの意向と同意を得るための手順等を整備していないので明文化することが望まれる。また、アセスメント手法を確立し、適切なモニタリングを行い、課題等を明確にして見直しに反映することが望まれる。また、自立支援計画は年 2 回の作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㉕・c

<コメント>

「入所者ファイル」、「引き継ぎ簿」、「宿直日誌」等により、母親と子どもの身体状況や生活状況等を把握し記録している。また、「引き継ぎ簿」、「宿直日誌」より、長い部分は短くまとめてパソコンに入力し、時系列に分かるようにしている。

しかし、ケース記録については職員に任されており、統一した対応になっていない。記録は自立支援計画などの評価・見直しの基本情報となるため、記録要領を作成し内容や書き方に差異が出ないよう取組むことが望まれる。また、職員会議は問題が起きたことへの事後的な対応が中心となっているので、定期的な開催により、職員間の情報共有、各職種間の連携を図ることも望まれる。

45

Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a・**b**・c

<コメント>

「社会福祉法人福島敬香会個人情報保護規程」を作成し、記録の保管、情報の提供等に関する規定を定めている。記録管理の責任者が設置され、不適正な利用や漏洩に対する対策方法が規定されている。

なお、職員に対し個人情報の取り扱いについて研修等理解を進めることが望まれる。また、入所者に対しても「ハイムの利用案内」、「入所の心得」等の中に情報開示のルール等個人情報の取扱いについて、分かりやすく記載し周知を図ることも望まれる。

内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員相互が、この施設での生活における安心と不安、自立と依存、あるいは子どもたちの反抗期への対応、再教育など、それぞれの役割意識などを確認して、利用者の最善の利益を考慮しながら業務を行っている。年1回アンケート調査を行い、それに基づき母親と職員が面談を実施している。月1回「常会」を開催し、母親より希望や意見を聞いている。また、今年度(平成29年度)より、施設長と少年指導員が、子どもと面談を行うようにした。</p> <p>なお、一人ひとりの職員は意識をもっているが、全体としてのまとまりや一貫性、継続などの面で課題が残っており改善が望まれる。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・ c
<p><コメント></p> <p>権利侵害などの不適切な関わりを防止する為、施設における各部屋の介入方法や母子関係の不和に対するサインのチェック、リスクマネジメントなど具体的なマニュアルや手順書を整備するとともに、会議等を通じて定期的な情報の共有化に努める必要がある。</p> <p>また、心理的ケアやスーパービジョンが行われていないので、今後はこれらの専門性に裏付けられた支援が望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>各居室への立ち入りはプライバシーに反することなので強引に入ることは行っていない。また、密室で強い者が弱い者に対して不適切な行為が行われないように、利用者とのコミュニケーションを十分に行い、職員同士も情報交換を行って、早期に発見し、対応するようにしている。</p> <p>しかし、未だマニュアル化の整備までは至っていないので不適切な行為について洗い出し、全体で話し合いながらマニュアル作りを進めることが望まれる。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ・b・c

<p><コメント></p> <p>子ども中心にハイムが動いているという意識を持ち、職員全体が共通認識をもち取り組んでいる。</p> <p>また学習障害、ADHD等の子どもに対して、親とともに学校を含めて、適切な養育・教育ができるように協力しあっている。</p>		
<p>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>宗教、民族、国家など、分け隔て無く、自由であることを表明する他、利用者同士がお互いを尊重しあえるような関係とスムーズな交流ができるように配慮している。またトラブルが起きることがないように配慮している。外国籍の入所者もいるので、キリスト教を他の入所者に勧めたり、チラシを他の家族のところに入れたりする例があったので注意している。</p>		
<p>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>自治会役員(5人)に当番でなってもらい、行事の前に職員と一緒に話し合う場を設けている。母親は就労優先、子どもは学業と遊び優先に配慮している。その上で母親や子どもたちからの要望を聞き取り、実現に近づけるように取り組んでいるが、ハード面の限界（浴室、洗濯が共用）、当番制の問題など課題もあり、これらについて工夫や利用者間の話し合い、調整が望まれる。また、利用者アンケートから要望が多い風呂・シャワーの利用時間延長についても改善検討が望まれる。</p>		
<p>A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者一人ひとりが、のびのびと生活できるように配慮し、施設生活へのスティグマ排除に向け取り組んでいる。自分の意見が言え、集団生活での弊害を除去し、共同生活ができるように配慮している。退所した時に活かせるように、ヘルパー、パソコン関係、医療事務、自動車免許などの資格を取れるよう支援している。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>親子常会、子ども常会などの定期的な開催しニーズを把握している。意見を入れた季節、季節に合わせて様々なイベントを開催し、生活を楽しんでいる様子が伺われる。母親に当番で自治会役員になってもらい、行事の計画に参画してもらうようにしている。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・③・c

<コメント>

退所後、外国籍(フィリピン)で、書類の記入方法が分からないため施設に相談に来て、職員と一緒に関係機関に出向き、届け出をすることがある。また、退所に向けて関係機関との連携や、書類作成支援など様々な取組も行っており、その後のフォローアップなど施設全体として取組んではいる。

しかし、それらの動きをマニュアル化して、業務の継続性や、その個別の支援を計画書等に文書として残しているわけではないので、退所後の支援の在り方について、文書化することが望まれる。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<コメント>		
<p>母子支援員、保育士、看護師などそれぞれの専門性に則り、それぞれの発達や学業に合わせて支援を実施している。また子どもたちがのびのびと生活できる配慮を最大限行っている。</p> <p>しかし、精神的に不安定な子どもや、学習障害の疑いのある子どもたちに対し医師、臨床心理士などによる専門的アプローチ及び対応方法を相談するコンサルテーションまでは行っていない。今後、外部の専門家を活用し困難な課題に対応するとともに職員の専門性を高める取組が望まれる。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・ ⑪ ・c
<コメント>		
<p>入所時に対する不安を解消し、施設での生活に適応、慣れるように支援を行っている。また、生活用品や家具も保管し随時貸し出しをしている。</p> <p>しかし、同じ法人であっても制度上隣地にある保育園に速やかに入所できないこともあり、万全とは言えない。また、建物全体に段差があり、エレベーターもないので、バリアフリーの環境とは言えないので工夫や改善が望まれる。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<コメント>		
<p>母親の中にはDVによるPTSDや、軽い精神科疾患の人もいる。また部屋の中を片付けられない、不安、不眠を訴える母親など多種多様である。これらに対して、市役所との連携や、服薬と栄養管理を指導しているが、十分とは言えない状況にある。今後関係機関や保健師などと連携した取組も望まれる。</p>		

A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・ ㊸ ・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子ども、育児に関する相談支援を積極的に実施している。また学校との間に入って、子ども中心の支援を実施している。</p> <p>しかし、それぞれ個別の発達段階に関する専門的視点からのアドバイスなどは行っていないので、職員の専門性を高め難しいケースにも具体的な支援を行うことが望まれる。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>母親同士のコミュニケーション、職場とのコミュニケーションなど、場面に合わせ人間関係を構築するための支援を行っている。また母親同士のトラブルが発生した場合はその間に介入して、人と人の距離の取り方をアドバイスし、施設での生活が快適に送れるように支援している。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ ㊸ ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所、市役所と連携し、PTSD や不安の強い子どもに対し配慮した支援を行っている。また子どもと向き合えない母親への支援なども実施しているが、予防的視点や将来の展望を見据えた専門的支援までにはなっていないので職員のより専門性を高める取組が望まれる。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>通学や下校後の生活支援、余暇・学習支援など職員全体で取り組んでいる。子どもたちから相談しやすい体制を整え、進路、就職相談などじっくりと話し合っている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>放課後、夜間、休日など子どもたちは年齢に応じて、すすくのびのびと生活できるように支援している。また「磐青の会」(ボランティア団体)の支援等、第三者からの応援を受けて、職員だけの支援によるマンネリ化防止にも努めている。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ㊸ ・c
<p><コメント></p> <p>性の教育に対しては、母親をサポートすることで間接的に支援、サポートしている。</p> <p>しかし、母親の養育能力が乏しい場合や、男子の場合は、職員も女性が多いので、十分実施しているとは言えない。今後、保健師など外部の専門家を活用した性教育、生きる力を育</p>		

む取り組みが望まれる。		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>DV被害、ストーカー対策について、警察や女性のための相談支援センターと連携するとともに、不審侵入者に対してはマニュアルを作り、リスクマネジメントを実施している。緊急通報として、パニックボタン(セコム)や警察への通報ボタンがある。</p> <p>しかし、当直者が女性一人の場合不安を感じる場面もあり、今後警備の面で工夫、検討が望まれる。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所、市役所などと密に連絡をとり、フォローアップに努めている。具体的には、疎遠だった母親との連絡方法の再確認を行うほか、DV加害者からの防御などに務めている。</p> <p>しかし法的手続きや一歩踏み込んだ支援までには至っていないので、「女性のための相談支援センター」等専門機関と連携しながら経験を積み重ね、職員の支援力の向上に努めることが望まれる。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親一人ひとりへの理解や信頼関係づくりは積極的に行っているが、母親同士のコミュニケーションや自助グループについては、利用者が他者とは関わりたくないという理由でできていないし、そうした専門的な取組について職員が習熟していない。また専門職による心理的ケアについても十分にできていないので、研修などによる人材育成が望まれる。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの関係の変化や、言葉遣いなどを日常生活の中で把握し、関係改善や虐待的関係の予防に努めている。</p> <p>しかし、心理職の配置が難しく、カウンセリング等虐待体験から回復への取組は行っていない。今後、外部から臨床心理士を招くなど専門的支援を実施できる環境づくりが望まれる。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>弱い立場にある子ども優先を第一にサービスを提供している。児童相談所、学校などと十</p>		

分なコミュニケーションを取って、子どもがすくすくと発達できる環境づくりに努めている。		
A 24	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>話しやすい雰囲気づくり、相談しやすさに努め、職員と利用者との相性など、それぞれの個別に応じた対応をしている。母親独自の考え方や、価値観の相違に対して、懇切丁寧なコミュニケーションを取り、場合によっては親子関係の修復も行っている。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援		
A 25	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども優先のサービス提供を、学校や母親と協働して行っている。特に障害等への配慮を予防的に実施し、不登校や神経性障害などの子どもはほとんどいない。外国人の母親に対しては、書類作成への援助や様々な手続きに同行して適切に対応できるような支援も行っている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A 26	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親に資格を取れるように情報提供したり、職業紹介などパソコン等を使用して検索するなど積極的に就労先の紹介を行い、失業中の母親はいない。母親の急な残業などに対応した保育や学童保育にも対応している。</p>		
A 27	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就労中の母親に対して、日頃から声かけして、ストレスや職業継続の困難性に対する相談を受け、失業防止に努めている。また再就職に際しては履歴書の書き方、外国人の場合は漢字の表記などを教え、就職支援を行っている。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A 28	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>国の定める基幹的職員を配置する他、職員相互に課題を話し合い、支援の質の向上に努めている。</p> <p>しかし、スーパーバイザーなどの専門職を配置しておらずスーパービジョン体制が確立していない。今後、職員を研修に派遣する等スーパーバイザーを育てるほか、外部から専門家を招きスーパービジョンを受けるなど体制の整備が望まれる。</p>		